

2016年6月23日

## 電気需給約款変更のお知らせ（北海道・東京・関西・九州）

丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

7月1日より、電気需給約款の内容を一部変更致します。変更内容については別紙をご参照ください。

### 【変更の趣旨】

各エリアの電気需給約款第12条第2項において、電気料金の日割計算を実施する際、基本料金が1ヶ月分より高く計算される場合がありますでしたが、基本料金が1ヶ月分を超えることがないように是正致しました。

なお、第2条3(2)、第20条(2)において、文意の明確化を図るために軽微な変更を致しました。

### ○日割計算の事例

エリア：東京電力管内

契約電流：40A（基本料金 1,123.20円/月）

検針期間（日割計算対象日数）：5/23～6/23（31日間）

対象月：6月（暦日数 30日間）

#### （変更前）

基本料金＝1月の基本料金×（日割計算対象日数／暦日数）

＝1,123.20×(31/30)

＝1,160.64円

#### （変更後）

日割計算対象日数（31日間）＞暦日数（30日間）のため、日割計算を実施しない

基本料金＝1,123.20円・・・基本料金が1ヶ月分を超えることがないように是正

※なお、お客さまへの電気料金の請求にあたっては、今回の電気需給約款変更前であっても、基本料金が1ヶ月分を超えることがないよう運用しております。

丸紅新電力株式会社

1. 効力発生時期

平成28年7月1日

2. 変更内容 (下線部が変更部分となります)

第2条3(2)

(変更前)

契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(変更後)

契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

第12条2

(変更前)

当社は、第1項第(1)号から第(2)号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。

(1) 基本料金は、以下の算式により算定します。

$$\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{暦日数})$$

(変更後)

当社は、第1項第(1)号から第(2)号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合はこの限りではなく、第1項本文に基づき算定します。

(1) 基本料金は、以下の算式により算定します。

$$\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{暦日数})$$

第20条(2)

(変更前)

契約期間満了日に先だって本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

(変更後)

契約期間満了日に先だって本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。

1. 効力発生時期

平成28年7月1日

2. 変更内容（下線部が変更部分となります）

第2条3(2)

（変更前）

契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（変更後）

契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

第12条2

（変更前）

当社は、第1項第(1)号から第(2)号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。

（変更後）

当社は、第1項第(1)号から第(2)号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合はこの限りではなく、第1項本文に基づき算定します。

第20条(2)

（変更前）

契約期間満了日に先だって本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

（変更後）

契約期間満了日に先だって本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。

1. 効力発生時期

平成28年7月1日

2. 変更内容（下線部が変更部分となります）

第2条3(2)

（変更前）

契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（変更後）

契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

第12条2

（変更前）

当社は、第1項第(1)号から第(2)号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。

（変更後）

当社は、第1項第(1)号から第(2)号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合はこの限りではなく、第1項本文に基づき算定します。

第20条(2)

（変更前）

契約期間満了日に先だって本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

（変更後）

契約期間満了日に先だって本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。

1. 効力発生時期

平成28年7月1日

2. 変更内容（下線部が変更部分となります）

第2条3(2)

（変更前）

契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（変更後）

契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

第12条2

（変更前）

当社は、第1項第(1)号から第(2)号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。

（変更後）

当社は、第1項第(1)号から第(2)号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合はこの限りではなく、第1項本文に基づき算定します。

第20条(2)

（変更前）

契約期間満了日に先だって本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

（変更後）

契約期間満了日に先だって本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。